

令和3年度 一般会計歳出 第7款6項1目 12節(1) 検診その他委託料			
受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	担当 健康福祉局健康安全課 担当者名 野口 電 話 671-4892
設 計 書			
1 委 託 名	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場（瀬谷スポーツセンター）へのシャトルバス運行業務委託		
2 履 行 場 所	瀬谷スポーツセンター ～ 瀬谷駅		
3 履行期間 又は期限	☒ 期間 契約締結日 から 3年 9月30日 まで ☐ 期限 年 月 日 まで		
4 契約区分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約		
5 その他特約事項			
6 現 場 説 明	☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分 場所)		
7 委 託 概 要	仕様書の通り		

8 部 分 払

■ す る （ 4 回以内）

□ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額
シャトルバス運行	6 月	(17)	日		()
シャトルバス運行	7 月	(18)	日		()
シャトルバス運行	8 月	(17)	日		()
シャトルバス運行	9 月	(18)	日		()

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥ ()
内 訳	業 務 価 格	¥ ()
	消費税及び地方消費税相当額	¥ ()

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
シャトルバス運行	瀬谷スポーツ センター経路	(70)	日		()	
小計					()	
消費税及び地方消 費税相当額					()	
合計					()	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕 様 書

1. 件名

新型コロナウイルスワクチン集団接種会場（瀬谷スポーツセンター）へのシャトルバス運行業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和 3 年 9 月 30 日まで

3. 業務概要

新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場となる、瀬谷スポーツセンターと瀬谷駅の間でシャトルバスを運行し、接種対象者の会場アクセス向上とワクチン接種事業の効率的な運用を図る。

4. 業務内容

運行経路

瀬谷スポーツセンター（瀬谷区南台 2-4-65） ～瀬谷駅バスターミナル

（2）運行日程

ア 運行日

契約締結日から令和 3 年 9 月 30 日までの期間における、水、木、土、日曜日を基本日程とする 70 日。

具体的な運行日程は、委託者が受託者に提出する運行日程表により事前に決定する。

イ 運行回数

1 日につき、往復それぞれ 14 回運行することとする。

運行時刻は 8:30～17:00 の間で、別途協議して定めることとする。

ウ 運行の休止、減便、運行経路の変更

委託者は、悪天候や会場使用条件の変更などの理由により、運行の休止、減便等を行うことがある。

違約料については、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に準じて、委託者と受託者が協議の上、取り決めることとする。

（3）車両

ノンステップ大型バス

（4）関連業務

ア バスターミナルにおける乗降場所の確保

瀬谷駅バスターミナルに専用の乗降場所を確保すること。

イ 乗降場所の表示及び利用者への案内誘導

スポーツセンター、及びバスターミナルにて、利用者に分かりやすい乗降場所の表示を設置すること。また、バスターミナルには利用者に対して案内、誘導を行うスタッフを1名配置すること。

ウ ワクチン接種券または予診票の確認

利用者がワクチン接種の対象者であることを、提示された接種券または予診票にて、乗車時に確認すること。

エ 身体の不自由な利用者の乗降補助

車いすの利用者など、単独での乗降が困難な利用者の乗降を補助すること。

オ 緊急時の対応

利用者が深刻な体調変化を起こした場合は、速やかに 119 番に通報するなど、救助のために必要な措置をとるとともに、速やかに横浜市の運営本部に連絡すること。

5. 業務報告

受託者は、運行実績を1か月ごとに取りまとめ、翌月 20 日までに委託者に報告するものとする。

6. 事故及び損害賠償について

運行における事故の処理、及び損害賠償については、受託者がその責を負うものとする。ただし、委託者、又は第三者の責に帰すべき事由により生じたものについては除く。

7. 個人情報の保護

受託者は、業務上知り得た個人情報、及びその他の業務上の秘密を他へ漏らしてはならない。また、受託者は、個人情報保護のために、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守しなければならない。

8. 協議事項等

この契約に定めのない事項、及びこの契約の条項について疑義が生じた場合は、委託者、及び受託者が協議してこれを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。